

## 評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人未来の評議員の報酬等について定めるものである。

(評議員会の出席報酬等)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬はこれを支払わないものとする。

(評議員の勤務報酬等)

第3条 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第4条 評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第5条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成29年6月開催の定時評議員会終了後より適用する。

別表 1 (日額)

名 称	報 酬
評議員会出席報酬等	3,000円

別表 2 (日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	10,000円	10,000円	実 費